

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
18	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの 	許可申請	県土整備部 砂防・災害対策課 (023-630-2633)	東南村山地域	村山総合支庁 建設総務課 (023-621-8187)
					西村山地域	村山総合支庁 西村山建設総務課 (0237-86-8372)
					北村山地域	村山総合支庁 北村山建設総務課 (0237-47-8658)
					最上地域	最上総合支庁 建設総務課 (0233-29-1376)
					東南置賜地域	置賜総合支庁 建設総務課 (0238-26-6069)
					西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 (0238-88-8223)
					庄内地域	庄内総合支庁 建設総務課 (0235-66-5574)